

漏水減免申請に当たっての注意事項

敷地内の給水装置は所有者の財産です。日頃から十分な維持管理を心がけてください。
(ただし、水道メーターは町の財産です。)

したがって、修理に要する費用は、所有者の負担となります。

また、基本的に漏水に対する水道使用料は使用者が負担するものですが、場合によっては、水道使用料の一部を減免することができます。

○ 減免対象条件

- ・ 故意または過失ではないこと
- ・ 地下埋設部、床下、壁面内部等、十分な管理をしても発見できないような場所の漏水であること
- ・ 台風、火災、地震、風水害等の災害による漏水であること
- ・ 速やかに修理を業者に依頼していること
- ・ 修理が完了していること

※ 次のような場合は、対象となりません

- ・ 給水工事竣工後6か月以内の場合
- ・ 故意または過失が認められる場合
- ・ 漏水に気づきながら放置していた場合
- ・ 検針員や役場職員から漏水を指摘された後も放置していた場合
- ・ 水洗トイレ及び受水槽におけるボールタップ等のタンク内部品の故障による漏水
- ・ 凍結を原因とした破損による漏水(災害級大寒波による場合は、状況に応じその都度判断します)

○ 減免の計算方法

※ 災害等による場合は状況に応じその都度判断します。

- ・ 同一所有者、使用者に対する減免は、5年間に2回を限度とします。
- ・ 前年同月の水量と比較し、漏水していたと思われる量の2分の1(1回目)又は4分の1(2回目)を減免します。(小数点以下切り捨て)

1回目 (漏水月の使用水量 - 前年同月の使用水量) × 1/2

2回目 (漏水月の使用水量 - 前年同月の使用水量) × 1/4

※ 前年と同居者数に変化がある場合や、長期間漏水していたと思われる場合は、修理後の月の使用水量と比較します。

- ・ 原則として1か月分が対象です。ただし、長期漏水等やむを得ない状況の場合、最大3か月分まで対象とします。

○ その他

- ・ 下水道使用料の減免は、対象条件や、減免回数限度等、制度は上水道と異なります。
- ・ 減免の決定が、納付書発行及び口座振替依頼前の場合は、減免後の額で請求しますが、納付済みの場合は、指定された口座に還付または今後の料金に充当します。なお、未納の料金がある場合は、還付せずに充当いたします。
- ・ 減免後の料金の一括納付が難しい場合は、分割も可能です。ご相談ください。
- ・ 配管の老朽化による漏水の場合、他の場所でも漏水が発生する可能性があります。検針のお知らせはもちろん、水道メーターの指針やパイロットマークの確認など、漏水が発生していないか確認されることをお勧めします。
- ・ 遡っての減免申請の受付は、5年間を限度とします。

【問い合わせ先】

宇美町役場 上下水道課上水管理係 TEL: 092-934-2224
〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5-1-1